

訴 状

事件名 離婚 請求事件

訴訟物の価額	円
貼用印紙額	円
予納郵便切手	円
貼用印紙 裏面貼付のとおり	

家庭裁判所		御 中	原告の記名押印	甲 野 花 子	印
平成	年	月	日		
原 告	本 籍	都 道 市 町 丁目 番地 府 県			
	住 所	〒 - 電話番号 () ファクシミリ () 県 市 町 丁目 番 号 (方)			
	フリガナ 氏 名	コウノ ハナコ 甲 野 花 子			
	送達場所	原告に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 上記住所 〒 勤務先(勤務先の名称 株式会社 商事 (総務課)) 電話番号 () 住 所 県 市 町 丁目 番 号 ビル 階			
	等の届出	その他の場所(原告又は送達受取人との関係) 〒 電話番号 () 住 所			
原告に対する書類の送達は、上記の届出場所へ、次の人に宛てて行ってください。 氏 名 (原告との関係)					
被 告	本 籍	原告と同じ			
	住 所	〒 - 電話番号 () ファクシミリ () 県 市 町 丁目 番 号 マンション 号 (方)			
	フリガナ 氏 名	コウノ タロウ 甲 野 太 郎			
添 付 書 類	㊞ 戸籍謄本(甲第 1 号証) ㊞ 甲第 2 号証 ~ 第 5 号証 証拠説明書 調停が終了したことの証明書 証拠申出書				
夫婦関係の形成又は存否の 確認を目的とする 係属中の事件の表示	裁判所	/	平成	年 () 第	号
	事件名		事件 / 原告		被告

(注) 太枠の中だけ記入してください。 の部分は、該当するものにレ点を付してください。
離婚 (1 ページ)

請求及び申立ての趣旨

原告と被告とを離婚する。

(親権者の指定)

原告と被告間の長男 一郎 (昭和 平成 年 月 日生), 二男 二郎 (昭和 平成 年 月 日生), _____ (昭和 平成 年 月 日生) の親権者を原告 被告と定める。

(慰謝料)

被告は, 原告に対し, 次の金員を支払え。

金 _____ 万 _____ 円

上記金員に対する離婚判決確定の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員

(財産分与)

被告は, 原告に対し, 次の金員を支払え。

金 _____ 万 _____ 円

上記金員に対する離婚判決確定の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員

(養育費)

被告は, 原告に対し, 平成 年 月 から長男 一郎, 二男 二郎, _____ が 成年に達する月 _____ まで, 毎月 _____ 日限り, 子一人につき金 _____ 万 _____ 円ずつ支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

との判決 (及び慰謝料につき仮執行宣言) を求める。

請求の原因等

1(1) 原告と被告は, 昭和 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に婚姻の届出をしました。

(2) 原告と被告間の未成年の子は, いません。 次のとおりです。

長男 一郎 15 歳 (昭和 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)
二男 二郎 6 歳 (昭和 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)
_____ 歳 (昭和 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

2 [調停前置]

夫婦関係に関する調停を しました。

事件番号 _____ 家庭裁判所 _____ 平成 _____ 年 (家イ) 第 _____ 号

結果 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 不成立 取下げ ()

理由 被告が離婚に応じない その他 ()

条件が合わない (親権者等)

していません。

理由 被告が所在不明

その他 ()

3 [離婚の原因]

次の事由があるので, 原告は, 被告に対して, 離婚を求めます。

被告の不貞行為 被告の悪意の遺棄 被告の生死が3年以上不明

被告が強度の精神病で回復の見込みがない その他婚姻を継続し難い重大な事由

その具体的な内容は次のとおりです。

(注) 太枠の中だけ記入してください。 の部分は, 該当するものにレ点を付してください。

離婚 (2 ページ)

(1) 不貞行為について

被告は、平成 年春ごろから、取引先の女性丙山春子（以下「丙山」と言います。）と親しくなり、外泊しがちとなりました。

被告は、平成 年 月に 市内のアパートを借り、丙山と同棲をするようになりました。

(2) 婚姻を継続し難い重大な事由について

原告は、子のためにも、何度もやり直そうと話し合おうとしましたが、被告は全く話し合いに応じようとしませんでした。

以上のような事情で、これ以上婚姻を継続することはできないと思うようになりました。

4 [子の親権者について]

原告は、平成 年 月から株式会社 商事の正社員となり、生活も安定しています。被告は、今まで子の面倒をほとんど見ていなかったし、仕事も不定期で帰宅も遅いので、きちんと子の面倒を見ることは期待できません。

したがって、長男一郎及び二男二郎の親権者は、原告の方が適しています。

5 [慰謝料について]

原告は、結婚してから、家事や育児など懸命に生活してきましたが、被告の不貞行為により、離婚せざるを得ない状況に追い込まれ、精神的苦痛を受けました。原告の精神的苦痛に対する慰謝料は、金 万円が相当です。

したがって、金 万円及びこれに対する離婚判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を求めます。

6 [財産分与について]

夫婦の財産は、 銀行 支店の預金 万円〔甲2号証〕、です。

したがって、財産分与として、金 万円及びこれに対する離婚判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を求めます。

7 [養育費について]

原告の収入は、月約 万円のほか、ボーナスが夏と冬の2回あり、年収約 万円（甲4号証）です。一方、被告の収入は、少なくとも月約 万円ですので、養育費として平成 年 月から子が成年に達する月まで、子一人につき月 万円を求めます。

8 [まとめ]

よって、請求及び申立ての趣旨記載の判決を求めます。